

令和7年度「運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業及びトラック輸送における更なる省エネ化推進事業）」に係る補助事業者募集要領

令和7年2月7日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー課

国土交通省物流・自動車局
物流政策課
貨物流通事業課

**本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の執行実務を担う
補助金執行団体を公募するものです。**

経済産業省では、令和7年度「運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業及びトラック輸送における更なる省エネ化推進事業）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

補助事業者（執行団体）の決定や予算の執行は、令和7年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめ御了承ください。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、必要に応じて現地調査等を実施しますので、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

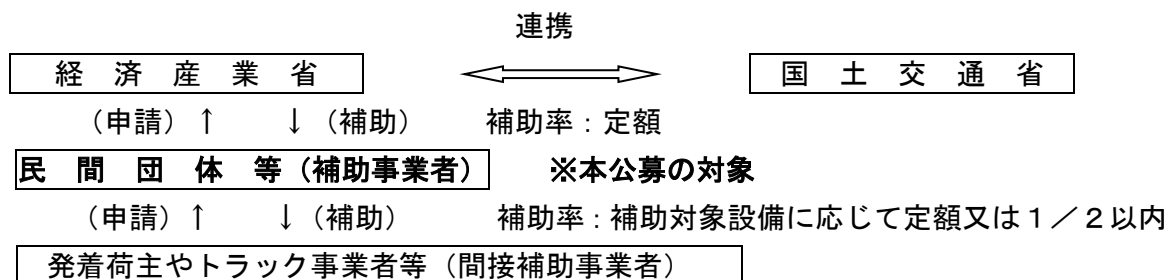
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

この補助金は、新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業及びトラック輸送における更なる省エネ化推進事業（以下これらを総称して「間接補助事業」という。）の実施に要する経費の一部を民間団体等（以下「補助事業者」という。）が補助する事業（以下「補助事業」という。）を行い、当該補助事業に要する経費を経済産業省が補助することにより、2050年カーボンニュートラル及びそれに向けた2030年度における省エネ目標の達成に向けた陸上運輸部門における省エネルギー化や非化石エネルギー転換を推進するとともに、補助事業を好事例として横展開することで、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

本事業は陸上運輸部門における省エネルギー化や非化石エネルギー転換に向けて以下に掲げる事業に取り組む間接補助事業者に対して補助金の交付を行うとともに、これに付随して必要となる事務（以下「事務局業務」という。）を行うものです。なお、今般の応募においては以下事業のいずれか一方又は両方に対する事務局業務を実施する事業者について公募を行います（詳細については「2-1. 事業区分」をご覧ください）。

（1）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

サプライチェーン上の複数の事業者（発着荷主・輸送事業者を少なくとも1社以上含む）が連携して取り組む①高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や、②輸送計画と連携したEVトラック等への充電タイミング等の最適化を通じた当該事業者間の輸送におけるエネルギー消費量の削減を実証する事業

（2）トラック輸送における更なる省エネ化推進事業

トラック事業者と荷主等が連携することを要件として、①車両動態管理システム^{※1}、予約受付システム等^{※2}、配車計画システム^{※3}及びこれらのシステムに機能性を向上されるAI・IoTにより連係させることが可能なツール^{※4}の導入や、②ダブル連結トラック及びス

ワンプボディコンテナ車両を導入することにより、トラック事業者と荷主等が共同して輸送の効率化を図る取組を促し、もってトラック輸送における省エネ効果の最大化に取り組む実証事業

※¹ 車両動態管理システム：各々のトラック車両に車載器を設置し、車両の位置、燃料消費量等の情報を、クラウド型サーバーを介してリアルタイムで集約して、荷物の情報と合わせて一元管理するシステム。ただし、本事業における支援対象は、予約受付システムや配車計画システムとの連携を必須とし、車載器自体も燃料消費量や搭載率の把握等の高度な車両管理をすることができる機器に限る。

※² 予約受付システム等：発着荷主拠点へのトラック到着時刻について車載端末等から事前に予約をすることにより、荷主側で予約状況に応じた受入体制を予め準備することを可能とする予約受付システムその他、A S N（事前出荷通知）システムや受注情報事前確認システム、パレット等管理システム、パレタイズシステムを指す。

※³ 配車計画システム：予め登録した配送情報を元に、納入先までの効率的な配送ルート等の自動作成を可能とするシステム。

※⁴ AI・IoT によるシステム関係ツール： ※ 1～3 のシステムのうちのいずれか又は全部について、AI・IoT を活用して関係させることにより、更なる輸送効率化を可能とするツール

1－4．事業実施期間

交付決定日～令和8年3月31日

1－5．応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
- ⑤ 本補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥ 本補助事業終了後、補助事業者の財産処分手続きや会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。
- ⑦ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑧ 採択者の決定後速やかに採択結果（（ア）採択事業者名、（イ）採択金額、（ウ）第三者委員会審査委員の属性、（エ）第三者委員会による審査結果の概要、（オ）全公募参加者の名称及び採点結果（原則、不採択となった公募参加者名とその採点結果の対応関係は分からない形で公表。ただし二者応募の際は大规模事業の透明性確保の重要性に鑑み、対応関係が推測されようとも公表。））を資源エネルギー庁ホームページで公表することに同意すること。

⑨ 政府からのEBPM（※）に関する協力要請に応じること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 事業区分

以下の事業区分に対して1つまたは複数のいずれでも応募できますが、事業区分毎に1事業者を採択します。交付決定については事業者単位で行います。

- ・事業区分①：新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業
- ・事業区分②：トラック輸送における更なる省エネ化推進事業

2-2. 補助率・補助額

定額補助（10／10）とします（詳細は別紙1を参照）。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※交付決定後、事業終了前の支払い（概算払）は、財務省への協議事項とされており、事前の承認を得られれば可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下URLに掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

また、事業に係る取引先（委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

なお、本事業においては事業期間中についても、事業期間終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的とし、中間検査を原則実施します。また、事業に係る取引先（委託先、外注及びそれ以下の委託先、外注を含む）については必要に応じて確認します。

３－３．実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み１００万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、業務の範囲及び本事業における委託・外注費率を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。

「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」及び「補助人件費（人材派遣も含む）」に係る事業者の掲載は不要です。

第三者の委託先からさらに委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。

【実施体制資料の記載例】

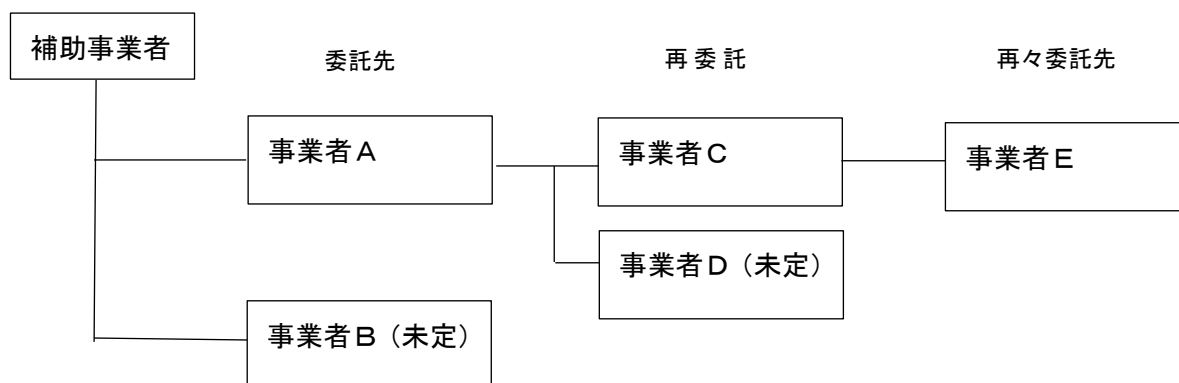
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額（実績報告書の場合は実績額）、契約内容（業務の範囲）、及び本事業における委託・外注費率がわかる資料を交付要綱の様式により作成してください。

実施体制（補助事業者及び税込み１００万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲	精算行為の有無
〇〇（補助事業者名を記載）	補助事業者	東京都〇〇区・・・	【交付申請額】 円（税	※できる限り詳細に記入のこと	有

			抜き又は税込み) 【うち事務局経費】 円（税抜き又は税込み) ※算用数字を使用し、円単位で表記。		
事業者 A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者 B 未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者 C	再委託先（事業者 A の委託先	〃	〃	〃	有
事業者 D 未定	再委託先（事業者 A の委託先	〃	〃	〃	有
事業者 E	再々委託先（事業者 C の委託先	〃	〃	〃	有

実施体制図



本事業における委託・外注費率

委託・外注費の契約金額（申請時は見込み、実績報告書時は実績）（注 1， 2）の総額÷業務管理費（注 2）× 100 により算出した率

録」とし、本文に所属組織、所属部署名、担当者名、電話番号及び E-mail アドレスを明記願います。

【開催日時】

令和 7 年 2 月 12 日（水） 15 時 00 分～ 16 時 00 分（他事業と共同開催予定）

※質疑応答を含むため、時間が延びる可能性があります。また、提案事業数により開催時間の変更を行う場合がございますので目安としてご認識いただきますようお願いいたします。

【議事次第】

① 15 時 00 分～ 15 時 30 分：

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（他事業）

② 15 時 30 分～ 16 時 00 分

運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金

【説明会用 URL】

https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_NTVINmZlZWYtNTA2MC00M2JmLWI30TAtYWl5MGNIYWMYzDZj%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22b6d94148-69a6-487a-8a69-88236d09260a%22%2c%22id%22%3a%223642e73d-273e-413b-a710-486cc8f9c2d7%22%7d

4-3. 応募書類

- ① 補助金申請システム「J グランツ」により応募を受け付けます。J グランツでは、本申請を受け付けるとともに、J グランツで行われた申請等に対しては原則として、J グランツで通知等を行います。J グランツを利用するには G ビズ I D の取得が必要です。G ビズ I D が取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。

※ J グランツでの提出方法等の詳細は J グランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

詳細は、「<https://www.jgrants-portal.go.jp/>」より「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をダウンロードして必要な操作や準備内容を確認ください。

- ② 電子メールでの応募の場合には、以下の書類を

「bzl-shouene-minsei-unnyu@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「【公募申請】令和 7 年度運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金」としてください。

- ・ 申請書（様式 1）
- ・ 提案書（様式 2）（※ 2-1 の事業区分毎に作成を行うことが望ましいが、合わせて記載する場合は、いずれの事業区分に関する提案内容であるかが分かるよう明瞭化すること。）
- ・ 提案書の補足資料（様式自由）（※ 2-1 の事業区分毎に作成を行うことが望

ましい)

- ・採択審査を行う上での必要書類

(会社概要(パンフレットなど)及び直近の財務諸表など)

- ・委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書(様式3)(該当する場合にのみ提出)

- ③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算及び政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、当初採択された申請者の提案内容に実質的な変更(業務管理費の10%以上の増額等)がある場合には、改めて第三者委員会において審査することとなります。第三者委員会での再審査の結果、不採択となることがあります。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類はJ グランツ又は電子メールにより以下に提出してください。

＜J グランツの場合＞

J グランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

＜電子メールの場合＞

「bz1-shouene-minsei-unnyu@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「【公募申請】令和7年度運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金」としてください。

※ J グランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者(登記法人ではない実行委員会、組合など)は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 郵送、持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地

調査を実施するほか、追加資料の提出を求めています。

また、有識者で構成される審査委員会における評価を行うため、提案内容について申請者より審査委員会におけるプレゼンテーション(説明)を実施していただきます。なお、審査委員会については3月5日(水)午後、「Microsoft Teams」を用いたweb開催方式にて実施します。詳細については、令和7年2月28日(金)18時までに応募申請書(様式)に記載されている連絡担当窓口宛てに連絡します。

5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法や実施スケジュールは現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力や資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 本事業の成果を最大限高めるべく、事業の実施方法等について効果的かつ具体的な工夫が見られるか。
- ⑦ 本事業の成果を最大限高めるべく、間接補助公募前における過年度事業の内容等を踏まえた本事業に関するリーフレット作成・周知活動及び本年度事業成果報告書作成の実施にあたり効果的かつ具体的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑪ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分(以下)について、委託・外注を行っていないか。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 間接補助事業内容の決定(交付規程の作成、審査基準の策定、実施手段・方法、採択のための審査委員会の委員委嘱・委員会運営、交付対象者、スケジュール、実施体制)
 - ・ 間接補助事業者の交付決定、額の確定等の交付規程で定める事務局が行うべき通知及び承認
 - ・ 委託・外注先の業務執行管理(委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ)
 - ・ 報告書(構成及び作成、委託・外注先の内容とりまとめ)
 - ・ その他、執行管理業務と想定する業務
- ⑫ 業務管理費に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%を超えていないか。超えている場合は、相当な理由があるか(「委託・外注費の額の割合が50%

を超える理由書」(様式3)を作成し提出すること)。

⑬ 賃上げの取組をしているか。

【例】賃上げの実施表明を加点対象とする場合

(※その他、優先枠や補助条件とすることも考えられる。)

以下のうち、いずれかの賃金引上げ計画の表明書等を提出すること。基準を満たす場合、加点対象となります。

- ・令和7年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ・令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額とする。」

⑭ ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。

【例】ワーク・ライフ・バランス関連の認定を加点対象とする場合

(※その他、優先枠や補助条件とすることも考えられる。)

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、加点措置となります。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)
- ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、資源エネルギー庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、本事業は、令和7年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定を行うものとし、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

また、採択決定後速やかに採択結果(①採択事業者名、②第三者委員会審査員の属性、③第三者審査委員会の審査結果の概要、④全応募者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び採点結果(原則、不採択となった公募参加者名とその採点結果の対

応関係がわからない形で公表。ただし二者応募の際は大規模事業の透明性確保の重要性に鑑み、対応関係が推測されようとも公表。)等について、資源エネルギー庁ホームページで公表します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付した後より、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、事業内容（委託・外注を含む）・構成（履行体制）、事業規模及び金額（委託・外注費を含む）などについて経産省における確認の結果、見直しを指示する可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的な対象については別紙1をご参照ください。

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、

失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ^{※1}の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、ジーブズインフォ^{※2}に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者（執行団体等）は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報がジーブズインフォにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、ジーブズインフォへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者（執行

団体等）はその指示に従わなければなりません。

（※１）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（※２）ジーbizインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>

④ＥＢＰＭの取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の公募に際しては、申請書等の提出時に、原則、法人番号の記載を求めるようにしてください（法人番号が指定されていない者を除く）。また、公募に際しては、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、（ア）審査、管理、確定、精算に利用する旨、（イ）効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（ＥＢＰＭ）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合がある旨明記してください。また、上記を前提として申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす旨明記してください。

⑤規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめ及び総理指示を踏まえ、当省の行政手続コスト（事業者の作業時間）削減にかかる「基本計画」※¹における取組を進めるため、特に公募、交付決定時の手続コスト削減に努めてください。

（※１）経済産業省の基本計画

掲載アドレス：

https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/gyouseicost/release.html

⑥経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、補助金交付等停止期間中は補助金を交付できないため、間接補助事業者を公募する際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例： 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何

重であっても同様。)、そのために必要な措置を講じてください。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦間接補助事業者を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。

記載例： 事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み１００万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

- ⑧補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者（執行団体等）の責任及び負担により実施することになります。

- ⑨間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税額の除外については、７－３．（※）記載と同様に行ってください。

（※）再掲： ７－３． 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税等が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- 1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- 2) 免税事業者である補助事業者
- 3) 簡易課税事業者である補助事業者
- 4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- 5) 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- 6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

⑩提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

・「委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書」（様式3）

・補助事業者から提出される「実績報告書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は当該部分を別紙として作成してください。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲について経済産業省と調整を経て決定することとします。

⑪補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【10. 問い合わせ先】

<公募に係る全般的な問い合わせ先>

【経済産業省】

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

担当：宮岡、嶋倉

E-mail : bzl-shouene-minsei-unnyu@meti.go.jp

<事業内容に係る問い合わせ先>

【国土交通省】

○新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課

担当：相川、岡田

Email : aikawa-t22g@mlit.go.jp , okada-y2xf@mlit.go.jp

○トラック輸送における更なる省エネに向けた実証事業

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

担当：庄司、大島

Email：shouji-a2as@mlit.go.jp , ohshima-h2e6@mlit.go.jp

なお、メールにてお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『【質問】（事業名）補助金』としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以　　上

補助事業概要

1. 事業予定額

43.5億円 （注）事業予定額は、令和7年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

2. 間接補助事業（予定）

（1）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

①事業予定額

5億円 （うち業務管理費は0.5億円以内）

②事業概要

サプライチェーン上の複数の事業者（発着荷主・輸送事業者を少なくとも1社以上含む）が連携して取り組む①高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や、②輸送計画と連携したEVトラック等の充電タイミング等の最適化を通じた当該事業者間の輸送におけるエネルギー消費量の削減を実証する事業

③補助対象経費（消費税額等は対象外）

共通システムの構築に要する経費、サプライチェーン輸送効率化機器導入に要する経費及び共通システムと連携したEVトラックやFCVトラックへの充電・充填タイミング等の最適化を実現するうえで必要なシステム・設備等に要する経費について、これらの一部を補助する事業に要する経費

③間接補助事業における補助率

共通システムの構築に要する経費	1／2以内
サプライチェーン輸送効率化機器導入に要する経費	1／2以内
共通システムと連携したEVトラックやFCVトラックへの充電・充填タイミング等の最適化を実現するうえで必要なシステム・設備等に要する経費	1／2以内

④募集方法

公募により実施（間接補助事業者からの申請・採択状況により複数回公募を行う場合がある）

⑤審査方法

審査は、有識者で構成される審査委員会において申請書類に基づいて行う（必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求める。）。

⑥間接補助事業における採択予定件数

- ・新規採択7件程度
- ・令和6年度事業からの継続採択1件程度

⑦その他

- ・過年度事業により得られた成果の効率的な波及を図るとともに、より省エネ効果の

高い取組や非化石エネルギー転換（ＥＶやＦＣＶ等）に向けた野心的な取組の事業提案を喚起するため、本事業における間接補助公募を開始するまでに、（a）令和３～５年度「運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業）」及び（b）令和６年度「運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業）」における好事例に関するリーフレット等（電子ファイルのみ）を作成するとともにその周知活動等を行うこと。

- ・本事業の成果の効果的な波及によるサプライチェーン全体の更なる輸送効率化や非化石エネルギーへの転換に向けた取組の加速化を図るべく、間接補助事業の成果について本事業の終了報告書とは別に、事業者向けの実証成果報告書（事業終了後対外公表を行うことを想定）の作成を行うとともにその周知活動を行うこと。その際、他業界を含む他事業者にとって参考となるよう、実証結果を出すうえでのポイントや改善すべき点等を分析のうえ、具体的に記載を行うこと。

（２）トラック輸送における更なる省エネ化推進事業

①事業予定額

３８．５億円（うち業務管理費は３．０８億円以内）

②事業概要

トラック事業者と荷主等との連携を要件に（１）車両動態管理システム（予約受付システムや配車計画システムとの連携を必須とし、車載器自体も燃料消費量や搭載率の把握等の高度な車両管理をすることができる機器に限る。以下同じ。）、予約受付システム、配車計画システム及びＡＩ・ＩｏＴによるシステム関係ツールの導入に要する経費の一部並びに（２）ダブル連結トラック及びスワップボディコンテナ車両を導入することにより、トラック事業者と荷主等とが共同で輸送の効率化に取り組むことでエネルギー消費量の削減を実証する事業

③補助対象経費（消費税額等は対象外）

②に要する経費（車両動態管理システム（クラウド型車載器及び運用に必要なソフトウェア）、予約受付システム等、配車管理システム、ＡＩ・ＩｏＴによるシステム関係ツール）、ダブル連結トラック及びスワップボディコンテナ車両）の一部を補助する事業に要する経費

④間接補助事業における補助率

車両動態管理システム（クラウド型車載器及び運用に必要なソフトウェア）	定額又は １／２ 以内のいずれか低い方
予約受付システム等	定額又は １／２ 以内のいずれか低い方

配車管理システム	定額又は 1 / 2 以内の いずれか低い方
AI・IoT によるシステム関係ツール	定額又は 1 / 2 以内の いずれか低い方
ダブル連結トラック	定額又は 1 / 2 以内の いずれか低い方
スワップボディコンテナ車両	定額又は 1 / 2 以内の いずれか低い方

④募集方法

公募により実施（募集は期間を区切って複数回に分けて実施。間接補助事業者からの申請状況により追加で公募を行う場合がある。）

⑤採択予定件数

車両動態管理システム	: 5, 000 台
予約受付システム等	: 50 件
配車管理システム	: 300 件
AI・IoT によるシステム関係ツール	: 50 件
ダブル連結トラック	: 40 台
スワップボディコンテナ車両	: 60 台

⑥その他

- ・過年度事業により得られた成果の効率的な波及を図るとともに、本事業においてより省エネ効果の高い取組や野心的な取組の事業提案を喚起するため、本事業における間接補助公募を開始するまでに、令和6年度「運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（トラック輸送における更なる省エネ化に向けた実証事業）」における導入好事例に関するリーフレット等（電子ファイルのみ）を作成するとともにその周知活動等を行うこと。
- ・本事業の成果の効果的な波及によるトラック業界における輸送効率化を通じた省エネ化に向けた取組の加速化を図るべく、間接補助事業の成果について本事業の終了報告書とは別に、事業者向けの実証成果報告書（事業終了後対外公表を行うことを想定）の作成を行うとともにその周知活動を行うこと。その際、他業界を含む他事業者にとって参考となるよう、実証結果を出すうえでのポイントや改善すべき点等を分析のうえ、具体的に記載を行うこと。

3. 補助対象経費の区分

経費項目	内容
新技術活用によるサプライチェーン全体輸送	共通システムの構築に要する経費、サプライチェーン輸送効率化機器導入に要する経費及び共通システムと連携

効率化・非化石エネルギー転換推進事業（補助率：定額）	したEVトラックやFCVトラックへの充電・充填タイミングの最適化等に要する経費について、これらの一部を補助する事業に要する経費
トラック輸送における更なる省エネ化推進事業（補助率：定額）	車両動態管理システム（クラウド型車載器及び運用に必要なソフトウェア）、予約受付システム等、配車管理システム、AI・IoTによるシステム連携ツール、ダブル連結トラック及びスワップボディコンテナ車両の導入に係る経費の一部を補助する事業に要する経費
業務管理費 （委託・外注費除く）	（１）人件費 （２）旅費 （３）会議費 （４）謝金 （５）備品費・借料及び損料 （６）消耗品費 （７）印刷製本費 （８）補助員人件費 （９）一般管理費 （１０）その他諸経費
業務管理費 （委託・外注費）	委託・外注費

※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることを選定理由とした調達は原則、認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。

※業務管理費の経費区分のうち、委託・外注費については、他の経費と区分を分けてください。

※委託・外注（契約金額１００万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費により精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみを支払うこと）を行う必要があります。事務局業務において委託・外注に区分される主な業務は次のとおり。

- ・ 審査
- ・ 事業者サポート（説明会、マニュアル、申請サポートセンター、コールセンター）
- ・ システム調達（業務関連システム、広報関連システムの構築、保守）
- ・ 支払業務（振込業務、交付通知）調査・分析
- ・ 広報業務（広告制作）
- ・ アドバイザリー業務（法律・会計関連）
- ・ その他事務局業務に要する委託・外注

※業務管理費及び精算処理の対象業務（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を

含む)において一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「12. 一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定する大規模事業の場合の率(8%)を上限としてください。また、一般管理費の経理処理の実施方法についても同マニュアルに沿って実施してください。

補助事業事務処理マニュアル:

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual.pdf

※※業務管理費にかかる一般管理費を計上する場合は、交付申請時に計算書類及び計算の根拠を確認できる資料(決算書の損益計算書等)を提出してください。なお、委託費・外注費を一般管理費の対象経費とすることはできません。